

パワーハラスメント防止対策、

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

改正育児・介護休業法、改正女性活躍推進法

参加無料

オンライン説明会

令和4年4月1日 に向けて

現在大企業に適用されている、パワーハラスメント防止措置については、令和4年4月1日から、中小企業にも適用されます。

また、令和3年6月9日に「改正育児・介護休業法」が公布され、令和4年4月1日から段階的に、男性の育児休業取得促進に向けた新たな制度が適用されていきます。

さらに、令和4年4月1日より、「改正女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出等の義務の対象が、常時雇用する労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大され、対象となる事業主は、施行日までに行動計画の策定・届出等及び情報の公表の取組を行う必要があります。

つきましては、法律内容等の確認のためのオンライン説明会を開催します。

第1回	令和3年12月8日(水)	13:30 ~ 15:00	●全回オンラインで開催します。 ●リモート会議アプリ(Microsoft Teams)を使用しますが、参加の際専用アプリのインストールは原則不要です。 ●要事前申込(参加当日は12:30からログイン可能)
第2回	令和3年12月14日(火)		
第3回	令和3年12月21日(火)		

【プログラム(各回共通)】

- ① 育児・介護休業法の改正について
- ② パワーハラスメント防止対策について
- ③ 改正女性活躍推進法について



主催：広島労働局

・・・申込方法(申込締切：各回開催日の3日前 17:00)・・・

下記メールアドレスに参加希望の回を指定の上、必要事項を記載してメールでお申し込みください。
(電話、ファックス、郵送申込不可)

後日、招待通知メール(送信元：広島雇用均等オンライン)をお申込みのメールアドレスに返信します。
定員は、各回150名程度を想定しています。定員に達した場合は連絡いたします。

■申込メールアドレス(各回共通)
hiro-kokin@mhlw.go.jp

【申込メールに記載する事項】

- ①参加希望回、②参加者氏名(フリガナ)、③会社名(一般の方は不要)、④連絡先電話番号
- ※申込メールの件名に「オンライン説明会第●回申込」と明記ください。

●ご記入いただいた個人情報は、本説明会の利用のみとし、それ以外の目的では利用いたしません。

問い合わせ先：広島労働局 雇用環境・均等室

(〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL: 082-221-9247)